

◎新潟県告示第466号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	事業所の所在地	休止したサービスの種類	休止年月日
デイサービスセンターひまわり	糸魚川市横町5丁目11番1号	通所介護	H28.3.31
デイサービスセンターひまわり	糸魚川市横町5丁目11番1号	介護予防通所介護	H28.3.31
ショートステイ愛の里よいた	長岡市与板町中田59番地1	短期入所生活介護	H28.3.21
ショートステイ愛の里よいた	長岡市与板町中田59番地1	介護予防短期入所生活介護	H28.3.21